

【南河内医療圏】

二次救急医療体制

〔平成29年12月7日時点〕

表5-5-2 二次救急医療機関

所在地	医療機関名	診療科目																					備考																								
		固定・通年制											輪番制・非通年制																																		
		内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	神経内科	外科	心臓血管外科	呼吸器外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	形成外科	小児科	小児外科	新生児科	産科	婦人科	泌尿器科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	口腔外科	精神科	産婦人科	内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	外科	心臓血管外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	小児科	泌尿器科	眼科	耳鼻咽喉科	精神科	産婦人科							
松原市	寺下病院	○																																													
	阪南中央病院	○																							○																						
	松原徳洲会病院	○	○				○	○			○	○																																			
	明治橋病院	○					○				○	○																																			
	吉村病院																																										○				
羽曳野市	運動器ケア しまだ病院																																											火木			
	城山病院	○	○				○	○			○	○																																			
	高村病院	○					○					○																																			
	丹比荘病院																																											○			
	藤本病院	○					○						○																																		
	大阪はびきの医療センター																																												火木		
藤井寺市	田辺脳神経外科病院					○				○																																					
富田林市	金剛病院	○																																													
	結のぞみ病院																								○																						
	富田林病院	○					○																																								
	PL病院	○																																													
河内長野市	大阪南医療センター	○	○								○																																				
	岡記念病院	○																																										月火金土			
	寺元記念病院	○	○				○				○	○																																			
大阪狭山市	大阪さやま病院																																													○	
	榎本病院						○																																								
	近畿大学医学部附属病院		○	○			○				○																																				
	さくら会病院											○																																			
	辻本病院						○																																								

輪番制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科について、特定日のみ診療する体制のことです。

非通年制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科以外の診療科目について、特定日のみ診療する体制のことです。

【非通年制導入の経緯】  
二次救急医療体制のうち、一部（小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科）を除く診療科目については、従来、24時間365日の体制確保（固定・通年制）が救急医療の原則として救急告示医療機関の認定要件としてきましたが、昨今の医療を取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成20年度の認定（12月7日）以降は、それらの科目について「固定・通年制」の体制が確保できない場合、「非通年制」（1週間につき1日以上又は年間50日以上において、特定の曜日等での24時間体制の確保による協力が可能な場合）として、救急告示医療機関の認定を行うこととしています。

※精神科の救急病院を受診希望の方は、おおさか精神科救急ダイヤル（0570-01-5000）にご連絡下さい。

【南河内医療圏】

三次救急医療体制

〔平成29年12月7日時点〕

表5-5-3 三次救急医療機関

所在地	医療機関名	病床数	区分	備考
大阪狭山市	近畿大学医学部附属病院 （救命救急センター）	30		

※「区分」欄の「高」は、高度救命救急センター。